

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（案）に対する意見公募要領

令和5年10月24日
経済産業省商務情報政策局情報産業課
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく家電リサイクル制度について評価・検討を行った産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合の報告書を踏まえ、「特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（案）」を作成しました。

つきましては、広く国民の皆様から意見を頂きたい、以下の要領で意見の募集をいたします。

2. 意見公募の対象

「特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（案）」

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布
経済産業省商務情報政策局情報産業課
(東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省本館3階)
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室
(東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館23階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和5年10月24日（火）～令和5年11月24日（金）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。
- (2) 郵送する場合
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のいずれかの住所宛てにお送り下さい。
住所：〒100-8901
東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省商務情報政策局情報産業課 パブリックコメント担当宛て

〒100-8975
東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 パブリックコメント担当宛て

- (3) 電子メールにより提出する場合（意見提出用紙を添付してお送りください。）
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のいずれかのメールアドレス宛てにお送りください。
経済産業省メールアドレス：bzl-kaden-recycle@meti.go.jp
環境省メールアドレス：hairi-recycle@env.go.jp
（電子メールの件名を「特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（案）に対する意見」としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様から頂いた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

